令和7年度交通結節点連携路線バス実証運行業務委託に係る企画提案競技 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度交通結節点連携路線バス実証運行業務委託

2 委託業務の目的

公共交通機関の利便性向上を図るため、複数路線が交差する交通結節点における交通事業者間の連携促進に向けて、大分空港・杵築駅・ハーモニーランド間における鉄道ダイヤに接続した路線バスの実証運行を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 委託業務の内容

本事業の目的を達成するため、受託者は委託者と十分に協議・調整の上、本仕様書の要件を満たす路線バスを運行する。

- (1) 基本的条件、運行日、運行ルート、運行時刻、停留所
 - 基本的条件

受託者は、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業における 同法第4条第1項の許可がある者、又は、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客 運送事業者であって、本業務委託契約後において、一般乗合旅客自動車運送事業経営許可 申請を行い、以下の運行日までに、運行に必要な許認可を受け、かつ諸条件を満たすこと。 なお、運行に必要な各種許可申請業務は、受託者が行うこと。また、運行ルート上にある 交通事業者やハーモニーランドと連携すること。

• 運行日

令和7年8月18日(月)から令和7年11月15日(土)までの3箇月間(90日)、 毎日運行する。

なお、受託者からの提案により、委託者及び連携する関係機関と協議の上、前述の期間の運行に加え、令和7年8月17日(日)以前、又は令和7年11月16日(日)以後も本事業として運行することも可能とする。

・ 運行ルート

「大分空港」と「杵築駅」と「ハーモニーランド」を路線バスで結ぶものとする。

• 運行時刻

JR杵築駅において午前9時から午後6時までに停車する日豊本線の特急列車で、大分空港行きのバスは日豊本線の上り、ハーモニーランド行きのバスは日豊本線の下りに、可能な限り接続するものとする。なお、JR杵築駅の時刻表は九州旅客鉄道株式会社のホームページを参照のこと。

・停留所

停留所には、時刻表を掲示する。また、バス車両の待機所として有料駐車場等を使用する場合は、その利用料金も経費に含めるとともに、利用手続きは受託者が行う。 なお、提案内容は以下のとおりとする。

① 全体管理

ア 委託業務全体スケジュール・進捗の管理

2 輸送

- ア 路線バスの確保
 - ・大分空港、杵築駅及びハーモニーランド間の路線バス
- イ 輸送実施計画作成及び実施
 - ・路線バス輸送計画
 - 駐車場、乗降場利用計画
 - ・事故等による振替輸送の対応及び連絡体制計画
- ウ 業務報告等の作成
- ③ 運賃案の提示
- ④ サイン計画の作成及び実施
- ⑤ その他
 - ア 緊急時における対応及び連絡体制の確保
 - イ 当該委託業務に関する苦情処理
 - ウ その他提案者が本事業の実施に当たり有効と考える事項

(2) バス車両

運行に当たって、使用するバス車両に装飾を施すことになった場合は、協力すること。

(3) 運賃徴収

各区間の運賃は、提案した額を元に、委託者と協議のうえ設定し、乗客から徴収すること。また、徴収した運賃は、受託者が収受すること。

(4) その他広報内容を提案すること。

5 業務報告等

(1) 契約締結後

受注者は契約締結後、次に掲げるものを書類及び電子ファイルにとりまとめ、委託者に 提出するものとする。

- ①輸送実施計画書
- ②サイン計画書
- ③広報を実施した場合はその内容がわかる書類
- (2) 業務の報告

受注者は、実証運行月の翌月の10日までに、輸送人員報告書により報告するものとする。(編集可能な電子データも提出すること)

(3) 業務終了(完了)後

受注者は業務が完了したときは、次に掲げるものを書類及び電子ファイルにとりまとめ、 委託者に提出するものとする。併せて、業務提案報告書には、把握した課題や今後同様の 事業を実施する場合に改善が必要な事項等を記載すること。

- ① 委託業務完了通知書
- ② 輸送人員報告書

- ③ 業務提案報告書
- ④ その他委託者が求めるもの

6 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務の遂行にあたっては、利用者の安全を十分に考慮し、保険の加入など、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において利用者及び関係者へ誠実に対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、大分県の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届け出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (3) 本業務の遂行にあたり、委託者は受託者が実施する調整に協力するとともに、必要に応じて打合せを行う。
- (4) 本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 事業の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (6) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行する こと。
- (7) 自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は委託者と受託者が協議のうえで運行中止や変更の判断を行う。なお、この場合のキャンセル対応や関係機関との調整も本業務の範囲に含む。
- (8) 受託者が制作した成果物等の著作権は、全て大分県に帰属するとし、制作した成果品の使用期間について制限を設けないこと。本業務において撮影した写真等については、大分県ホームページほか大分県が認める媒体に掲載するため、あらかじめ関係者に了承を得ること。また、これらについての著作者人格権は、行使しないものとすること。
- (9) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他の権利に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (10) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。